



### 「認知症予防等への取組」

#### ア デイサービスにおける機能訓練

静岡市の「NPO法人スリーA」が運営する「予防デイサービス『折り梅』」では、要支援から要介護3までの介護保険認定者を対象に、通所介護として、アクティビティーや頭の体操など独自のリハビリテーションを通じて脳を活性化させ、認知症の進行悪化を食い止めるための事業を実施している。

ここの利用者は、忙しい。朝のバイタルチェックから始まって、午前中は指足運動、お手玉渡しゲーム等の機能訓練、散歩などを行い、昼食を挟んで、午後は太鼓などのリズム運動、回り将棋等を用いての頭の体操、風船サッカーなどの機能訓練等を行う。最後に利用者全員がその日の活動で思ったことなどを思い思いに語り合うお茶会が終了するところに、家族が迎えに来る。6人の職員が見送りや送迎をして1日が終了する。あっという間の1日である。

リハビリテーションの各プログラムが、時間を区切って実施されることで利用者の集中力が増すとともに、踊りが排泄動作の訓練になっているなどそれぞれに目的を持っているのが特徴である。

現在は、20名の利用者が10名ずつに別れて、それぞれ週2回通所している。

同法人の担当者は、「認知症の方は家族との間がうまくいかないなどで愛情に飢えている。物理的訓練も大事だが、受け容れてあげる心、すなわち『優しさのシャワーによる癒し』が必要で、存在を受け容れてあげれば特異な行動は少なくなります。」と話している。

今後は、介護予防にも力を入れ、認知症の進行予防に一層重点を置いていくこととしている。



## イ 思い出ふれあい事業

愛知県師勝町（平成18年3月の市町村合併により現在は北名古屋市）では、平成14年度から「回想法事業（思い出ふれあい事業）」を実施している。回想法とは、かつて自分が体験したことを語り合ったり、過去のことに関心を巡らせることにより、脳を活性化させ、気持ちを元気にする心理的アプローチで、60年代に欧米で始まったものである。

本事業では、10人程度の参加者が輪になって、洗濯板や蚊帳など今日ではあまり見かけなくなった道具や昔の風景などを題材に、参加者が自分の経験や思い出を述べていく。参加者どうしは初対面であるにもかかわらず、話題に共感する部分が多いためか、すぐに打ち解けていく。予定時間の1時間はあっという間に過ぎてしまう。

本事業は、週1回、1クール8回としているが、幼いころの思い出を共有することでクール終了時には幼なじみのような関係が築かれ、終了後も独自に活動を続けるグループも少なくない。

また、同町が平成14年度に本事業参加者と非参加者との間で比較したところ、参加者には認知機能の改善に一定の効果が見られたという。

さらに、本事業の特徴として、国の有形文化財である旧加藤家住宅を実施場所として利用している点があげられる。昔ながらの住まいを感じることができる環境で、事業実施に適している。

同町では、「認知症であるとないとにかかわらず、高齢者全般を対象とした予防ツールとして広めていきたい」と話している。



#### ウ 子どもとのふれあいを通じた取組

三重県桑名市にある認知症対応型グループホーム「ひかりの里」では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施場所を同一敷地内に併設し、小学校低学年の児童と高齢者がふれ合う取組を行っている。

高齢者は、子どもの遊び相手になったり、宿題をみてあげたりするほか、夏休みなどには一緒に食事を作ったり、外出している。

こういった活動を通じて、高齢者は子どもを見守り、きちんと出来た時には褒めてあげるなど、親身になって接することに自然に努めるようになる。その結果、高齢者自身が模範となるべく自己を律するようになり、自信と活力を取り戻していく効果が認められている。

他方、子どもにとっても、高齢者と過ごすことで、自然に「しつけ」が身に付くほか、社会性も涵養されてくる。

こうして、「ひかりの里」の高齢者と子どもがなじみの関係になることで、ケアや子育ての相乗効果が表れるが、あまり数が多くなるとなじみの関係をつくるのが難しいといった課題もある。

同ホームの担当者は、「全身で叱り心から褒める高齢者は子育ての貴重な社会資源であり、活用しないのはもったいない。高齢者に残された能力は高い。」と話している。



【認知症予防の取組については、第2章第3節2（3）ウ「認知症高齢者支援対策の推進」を参照。】

### 3 学習・社会参加

「学習・社会参加」分野については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を示している。

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められ、経済社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要とされることから、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の形成を目指す。

また、高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、ボランティア活動を始めとする高齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し、充実して過ごせる条件の整備を図る。

さらに、ボランティア活動を始めとするNPO等やシルバー人材センターにおいて行う活動は、自己実現への欲求及び地域社会への参加意欲を充足させるとともに、福祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間連帯や相互扶助の意識を醸成するものであることから、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に活動に参加できるよう、自発性を尊重しつつ、基盤の整備を図る。

#### (1) 生涯学習社会の形成

##### ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

###### (ア) 生涯学習の推進体制の整備

国民の生涯を通じた多様な学習需要に対応した学習機会が適切に提供されるためには、国や

地方公共団体を始め、民間の各種機関・団体など、様々な主体が連携・協力体制を作り上げることにより、生涯学習の振興について積極的・総合的に取り組んでいくことが重要である。このため、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成2年法律第71号)や中央教育審議会の答申等に基づき、生涯学習社会の実現に向けた取組を進めるとともに、民間における生涯学習推進のための取組を支援する窓口や、教育・文化及びスポーツの振興による市町村等の地域づくりを支援するための窓口を設置し、生涯学習の推進を図っている(図2-3-24)。また、平成17年6月、中央教育審議会に対し「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」諮問をし、生涯学習分科会において、国民の生涯を通じた学習活動を促進するための方策や、子どもたちが家庭や地域社会の中で伸び伸びと育まれるような環境を整備するための方策について審議を行っている。

さらに、地方公共団体においては、生涯学習の推進体制の整備を図るため、平成17年6月現在、生涯学習担当部局が全都道府県及びほとんどの市町村で設置されているほか、都道府県生涯学習審議会(生涯学習の総合的な推進に関する重要事項の調査審議機関)が37都道府県で設置され、生涯学習振興のための中長期的な基本計画や基本構想は43都道府県及び約1,350市町村で策定されている。

#### (イ) 生涯学習の基盤の整備

生涯学習の機会の提供に係る基盤の整備については、各地域の生涯学習を推進するための中心機関として学習情報の提供や学習相談、学習需要の把握、学習プログラムの開発を行うことなどを目的として、都道府県・政令指定都市の

生涯学習推進センターの整備（平成17年6月現在、69施設）が進められ、市町村や地域の様々な生涯学習関連機関との連携・協力が図られている。

生涯学習の普及・啓発については、全国生涯学習フェスティバルを開催し、シンポジウム、体験教室等を行うことで、広く国民一般に対し生涯学習に係る活動を実践する場を全国的な規模で提供した（平成17年10月9～15日、鳥取県にて「夢砂丘 まなびのオアシス さがそうよ」をテーマに開催）。

さらに、都道府県及び市町村における社会教育指導体制の充実を図るため、社会教育主事等の資格付与講習や研修事業等を実施している。

### （ウ）学習成果の適切な評価の促進

知識や技能などの学習成果を地域社会や職場などで積極的にいかしたり、学習の励みとするための学習成果の適切な評価が求められている。

また、高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、独立行政法人大学評価・学位授与

機構において、大学等で一定の学習を行った短期大学、専修学校専門課程（専門学校）卒業者等に対し学士の学位を授与しており、大学の正規の課程を修了していなくとも、大学の修了者と同等の水準にある者であれば、学士の取得が可能となっている（平成16年度学士授与数2,503名）。

## イ 学校における多様な学習機会の確保

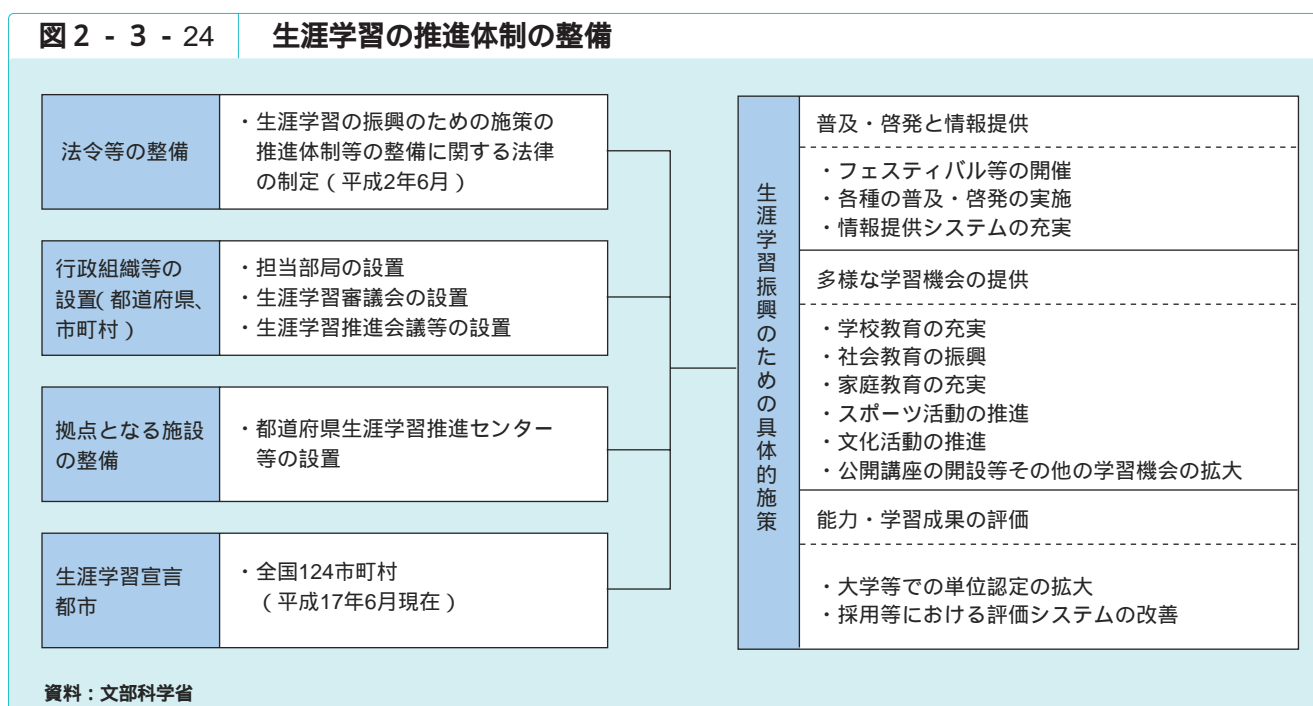
### （ア）初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

児童生徒が介護・福祉などの高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めることができるよう、福祉施設等における介護体験活動への取組等、実践的な活動を推進している。

平成14年度から実施している、小・中学校の現行学習指導要領においては、ボランティア活動や高齢者との交流を積極的に取り入れるなどの改善を図っており、その円滑な実施に努めている（高等学校は15年度から実施）。

また、小・中・高等学校等の児童生徒が、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動を始

図2-3-24 生涯学習の推進体制の整備



めとする多様な体験活動に取り組むことを促進する目的で、各都道府県に「体験活動推進地域・推進校」等を指定し、他校のモデルとなる体験活動の展開を図るなどの取組を行う「豊かな体験活動推進事業」を実施している。

様々な学習歴や生活環境を有する者に対しては、広く高等学校教育の機会が確保されるよう、多様な履修形態を可能とする単位制高等学校が制度化されており、平成17年度は、全国で684校設置されている。

なお、学校現場において、児童生徒の指導に当たる教員が、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年法律第90号)に基づき、小学校又は中学校の教諭の普通免許状を取

得しようとする者については、特殊教育諸学校、社会福祉施設等での介護等の体験が義務付けられている。

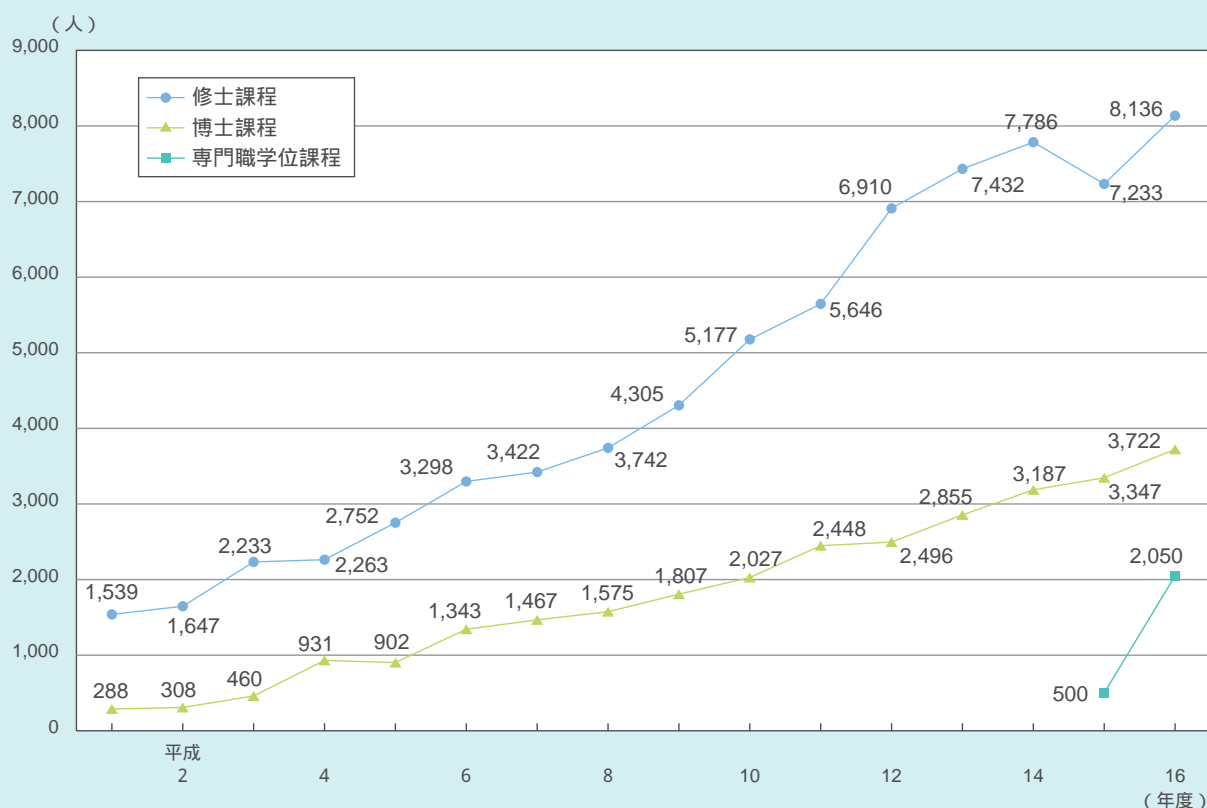
### (イ) 高等教育機関における社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人特別選抜の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施などを行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを促進している(図2-3-25)。

また、平成14年3月には、大学等において社会人の学習機会を一層拡大する観点から、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の改正により長期履修学生制度を導入している。

社会人特別選抜は、大学等への入学を希望する社会人に対し、小論文、面接等を課すことに

図2-3-25 大学院の社会人受入状況の推移



資料：文部科学省(各年度5月1日現在)

よって行う特別な入学者選抜制度であり、平成17年度は、475大学（学部）で実施している。

専ら夜間において教育を行う夜間大学院は、平成17年度は、25大学において設置されている。

昼夜開講制は、昼夜にわたって授業を開講し、学生の生活形態に応じた履修を可能にする制度であり、平成17年度は、62大学（学部）277大学（大学院）で実施されている。

科目等履修生制度は、1又は複数の授業科目を履修する社会人等に対し、単位の授与を可能とする制度であり、平成15年度は、科目等履修生制度を置く大学は、659大学、科目等履修生の数は、1万8,720人となっている。

また、大学等の学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、大学公開講座を実施している

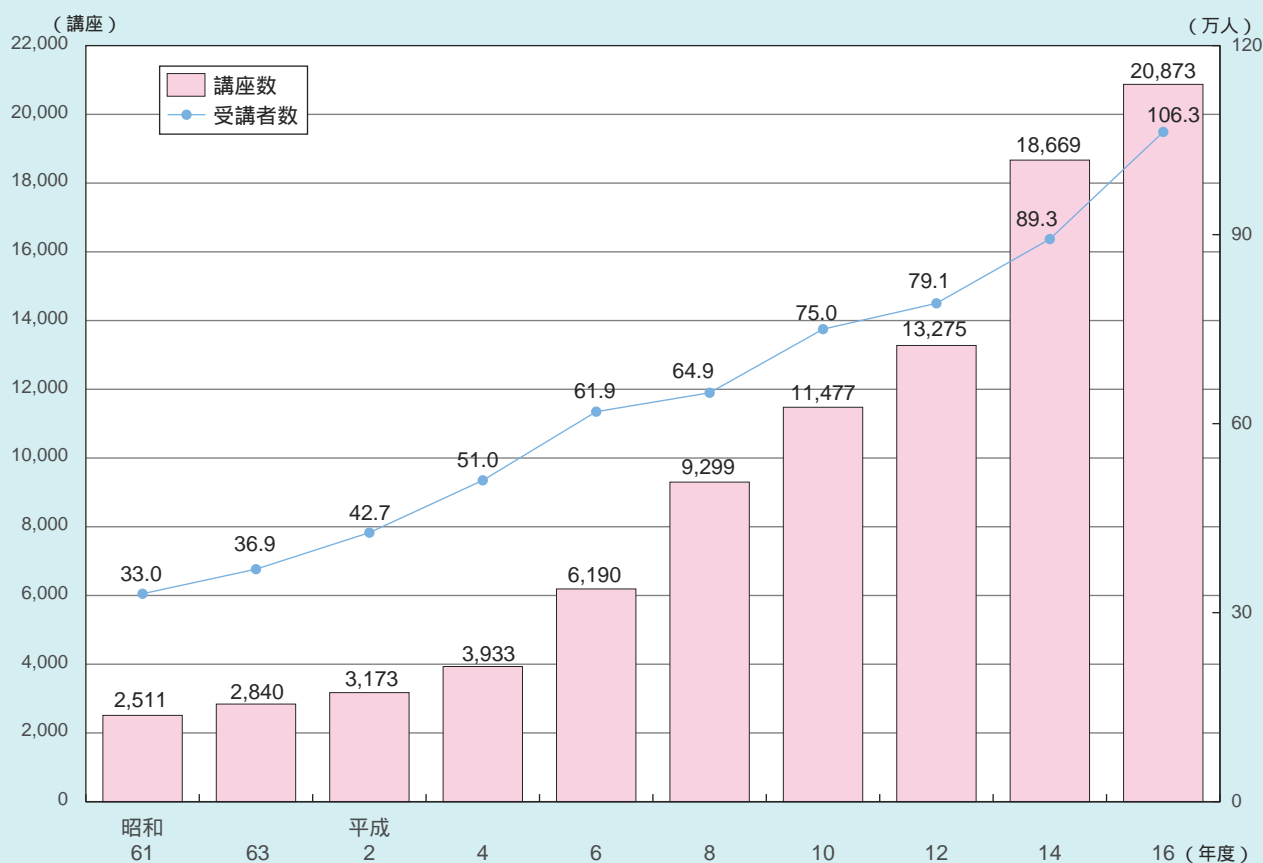
（図2 - 3 - 26）。

放送大学においては、テレビ、ラジオなどのメディアを活用して広く社会人等に大学教育の機会を提供している。同大学在学者は、60歳以上の割合が大学は12.5%、大学院は12.4%、会社員や公務員などの有職者の割合が大学は42.2%、大学院は71.7%となるなど、その属性は多岐に渡っている（図2 - 3 - 27）。また、放送授業を視聴するための学習センターを全都道府県において整備している（平成17年度50か所）。

### （ウ）学校機能・施設の地域への開放

多様な学習活動を推進するためには、学校が有する教育機能や施設を地域に開放し、地域社会の学習ニーズにこたえていくことが必要であ

図2 - 3 - 26 大学公開講座の実施状況の推移



資料：文部科学省「大学改革の進捗状況等について」